

県への要望事項（H27春季）一覧

要 望 事 項	
1	人口減少対策について
2	栃木県環境影響評価条例における廃棄物処理施設の適用条件の撤廃等について
3	狩猟者の確保について
4	中山間地域等の居宅介護サービス事業支援補助について
5	放課後児童クラブ整備費補助金の充実について
6	農業農村整備事業推進のための予算確保について
7	本県伝統農産物であるかんぴょうの生産振興対策について
8	市道認定外道路橋梁等の安全点検・改修費用に対する補助制度の適用について
9	土砂災害警戒区域における重点整備箇所の早期整備等について
10	教職員配当基準の拡大について
11	特別支援教育の充実について
12	共同調理場に配置される栄養教諭・学校栄養職員の配置基準数の改善について
13	スクールソーシャルワーカーの補助事業化について
14	放課後子ども教室推進事業費補助金の増額について
15	老朽化に伴う体育施設改修等の財源確保について



福田知事へ要望書を提出する佐藤会長

人口減少対策について

地方における喫緊の課題であります人口減少問題を克服していくためには、社会増対策を広域的な観点から実施していくことが重要でありますことから、栃木県版の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定にあたりましては、各市町単独では実現困難な「雇用創出に重点を置いた企業誘致」をはじめ、「企業の本社機能の移転促進」や「対内直接投資の促進」、「全国移住促進センター（仮称）と連携した移住促進」、「滞在型広域観光の推進」など、これまでの取組をなお一層充実・強化していただきますよう要望いたします。

平成27年4月24日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

栃木県環境影響評価条例における廃棄物処理施設の適用条件の撤廃等について

栃木県環境影響評価条例の対象事業には、産業廃棄物処理施設も含まれておりますが、最終処分場については埋立て面積が10ha以上、焼却施設については処理能力が1時間当たり12t以上という条件が付けられております。

環境基本法に示される環境影響評価の本来の目的は、事業の実施による環境への影響を把握し、環境保全に適正に配慮することにあります。国が大規模な事業を対象としているのであれば、それを補完するためにも、県条例ではそれ以外の環境に配慮すべき事業も対象とすべきであり、産業廃棄物処理施設の適用条件は環境影響評価の目的に沿ったものとは考えられません。

産業廃棄物安定型最終処分場については、近年の裁判事例で明らかのように、搬入される廃棄物の確認体制の問題から、有害物質が周辺地域に流出する危険性が示されております。これは規模に係る問題ではなく、最終処分場という施設自体に係る問題であります。

また、焼却施設については、近年ダイオキシン対策などが強化され、ダイオキシン類対策特別措置法では、最も厳しい排出基準の区分を1時間当たり4t以上としていますが、今なお周辺環境に与える影響は大きなものであります。

県内には、多くの産業廃棄物最終処分場及び中間処理施設が稼働しておりますが、県条例の適用になっていない施設がほとんどであり、今後環境への影響が懸念されるところであります。

このような現状を踏まえ、栃木県環境影響評価条例において規定している廃棄物処理施設の適用条件について、次のとおり要望いたします。

- ① 産業廃棄物最終処分場の規模要件を撤廃し、すべての最終処分場を対象とすること。
- ② 焼却施設については、その施設全体の処理能力がダイオキシン類対策特別措置法において最も厳しい基準が適用される1時間当たり4t以上の施設を対象とすること。

平成27年4月24日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

狩猟者の確保について

県内における野生鳥獣による農作物等への被害は日々深刻な状況となっており、各市は、刈り払い等の環境整備、柵の設置による防御、狩猟者による捕獲等を組み合わせて被害防止に取り組んでいます。

しかし、捕獲・駆除を担っている狩猟者は、本県においても著しく数が減少し又高齢化が進んでおり、その確保が大きな課題となっています。

狩猟者数減少の原因として、狩猟免許取得及び更新に関する費用負担が大きいこともその一因であると思われます。

つきましては、県におかれましては狩猟者確保のため様々な方策を講じておられることとは存じますが、狩猟者の確保は喫緊の課題であることから、年間の維持費等の補助や狩猟免許取得・更新費用に対する更なる支援など、狩猟者確保のための対策を早急に図られるよう要望します。

平成27年4月24日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

中山間地域等の居宅介護サービス事業支援補助について

認知症高齢者や高齢者の単身・夫婦のみ世帯の増加が見込まれる中、高齢者等が要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるようにするため地域包括ケアシステムの構築が必要になってきます。

これを実現するために、今般の制度改正では、医療・介護から生活支援まで、一連のサービスを地域において切れ目なく総合的に確保するための見直しが行われました。

こうした中、人口密度の低い中山間地域における居宅介護サービスの提供においては、特別地域加算だけでは、効率性や採算面で事業者の参入がしにくい状況にあります。

今後、中山間地域等においても介護サービス事業の採算性が確保され、都市部と同じようにサービスが行き届くよう、中山間地域等で居宅介護サービスを提供する事業者への支援が重要となることから、県においては、市町と協調した介護報酬の上乗せ補助制度を創設し、介護サービスの基盤整備の充実・強化を図られるよう要望いたします。

平成27年4月24日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

放課後児童クラブ整備費補助金の充実について

全国的に人口減少問題が大きな課題となっている中、国においては、働く女性の子育て支援策として、「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブについて、平成31年度末までに新たに約30万人分の受け皿を整備することを目指しております。

このような中、国の平成27年度予算案においては、市町村が放課後児童クラブを整備するための経費に対する補助が大幅に増加されておりますが、県の当初予算における補助対象箇所数は前年並みであり、市町における「子ども・子育て支援事業計画」に基づく放課後児童クラブの整備が非常に困難な状態となっております。

つきましては、国の方針や放課後児童クラブの整備に対する予算増を踏まえ、県が実施する「放課後児童クラブ整備費補助金」につきましても、予算枠を拡大し、各市町の整備希望どおりの件数を採択していただくよう要望いたします。

平成27年4月24日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

農業農村整備事業推進のための予算確保について

本県の農業・農村は、担い手の減少や高齢化、土地利用型農業の構造改革、農村資源・環境の維持保全、国際化への対応など、多くの課題があり、農業農村整備事業は、これらの課題を視野に入れた展開が求められております。

今後、特に老朽化が進む農業水利施設の適切な保全管理の実施、農地利用集積や経営規模拡大等を通じて、将来にわたる安定した農業経営の基盤整備のため、農業水利施設保全合理化事業をはじめ、圃場整備事業やかんがい排水事業などの各種県営・団体営事業並びに国営土地改良事業の積極的な推進を図る必要があります。

つきましては、農業農村整備事業を推進し、力強い農業を実現するため、これらの事業が計画的に執行可能となる予算の確保について要望いたします。

平成27年4月24日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

本県伝統農産物であるかんぴょうの生産振興対策について

全国的にかんぴょうの生産だけでなく消費が減少している状況の中で、かんぴょう生産日本一である本県においては、生産者をはじめ、流通業者、行政等関係者が一体となって生産振興、消費拡大に取り組んでいるところであります。

各市町では、本県伝統農産物であるかんぴょう生産に係る施設、設備の設置や苗の導入費用の一部を助成し生産振興を図り、生産量の確保に努めているところですが、生産者の高齢化、後継者不足等により生産量の減少傾向に歯止めがかからない状況であり、この状況を放置すると、本県のかんぴょう生産が途絶えることになりかねません。

つきましては、技術的支援や補助金交付などの生産振興策及び首都圏に近接する本県の立地を活かした大消費地へのPR活動等の消費拡大対策も急務であると考えますので、県におかれましては、これらの方策を生産地とともに講じていただけますよう要望します。

平成27年4月24日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

市道認定外道路橋梁等の安全点検・改修費用に対する補助制度の適用について

市町においては、その路線の利用形態や通行量、幅員等様々な理由により、市道の認定をしない、いわゆる「認定外道路」が相当数存在している。これらは、法定外公共物として舗装修繕などの機能管理を行ってきた。約10年前には、「国有財産特措法」による底地の贈与を受けて、市の公共財産として管理を行っている。しかしながら、境界確認、舗装修繕などに要する人件費、修繕費等は年々増大する一方である。

そのような中、平成26年度の道路法改正により、市道の橋梁等については、5年毎に老朽度調査等の安全点検を実施することが法制化された。本点検実施及び点検結果に基づく改修費用に対しては、国庫補助・地方債の活用が可能であるが、その対象については、道路法に基づく市道の認定をした道路のみとされた。「認定外道路」と国・県等の上級道路、高速道路、JR等との交差する橋梁も、この定期点検と同等の点検を要することとされたが、その経費に対し国庫補助の導入はできないとされている。

市道認定の判断は、市町独自の裁量であり、今後もすべての認定外道路を市道として認定することはないことから、この「認定外道路」の維持・管理に要する費用の支援として、交付税措置等について国に対し要望されたい。特に上記の道路法に準ずる定期点検及び改修に要する費用について、国庫補助等の導入が可能となるよう国に対し要望されたい。

平成27年4月24日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

土砂災害警戒区域における重点整備箇所の早期整備等について

平成25年10月の台風26号の影響による伊豆大島での土砂災害や昨年8月に広島県で発生した記録的な豪雨による土砂災害では、多くの人命が失われ住家にも多大な被害をもたらしました。

土砂災害は甚大な被害を及ぼすことから、近年、改めてその対策の重要性が注目されており、ハード面の土砂災害対策を施すことは急務であると考えます。

県内には、土砂災害警戒区域が6,685箇所、うち特別警戒区域が5,994箇所あり、県では、そのうち住宅が5戸以上ある場所など2,003箇所を優先整備箇所として整備を行ってきましたが、そのうち特に甚大な被害が生ずる可能性の高い施設がある203箇所を更に重点整備箇所と定め、平成25年度から整備に着手されたところです。

しかし、着手箇所数は、平成25年度が5か所、昨年度は7か所となっており、これらの整備には5年程度の期間が掛かる見込みであることから、全ての重点整備箇所の整備完了には、今後数十年を要するものと思われまます。

つきましては、県財政も厳しい折とは存じますが、県民の安全安心な生活のため重点整備箇所の早期整備を進めると共に整備箇所のさらなる拡充を要望いたします。

平成27年4月24日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

教職員配当基準の拡大について

各小学校では、児童生徒一人一人の実態に即した様々な教育的ニーズに応えるための努力をしているところではありますが、昨今、学校に求められる教育的ニーズが多岐にわたってきております。

多くの小学校においては、学習に遅れがちな子や集団に馴染めない子、家庭環境に恵まれない子などが在籍している学級も少なくありません。また、小学校と中学校との違いから、いわゆる「中1ギャップ」の現象も発生しております。

そのような実情の中で、小学校高学年での教科担任制の導入や、担任を持たない児童指導主任及び特別支援コーディネーターの配置を実施することで、児童生徒に丁寧にかかわる時間を確保することや教員間の連携を図ることにつながるなど、児童生徒一人一人の実態に即した様々な教育的ニーズに応えられると考えられます。しかし、国の方針に基づく現行の教職員配当基準における教職員数では、実施は困難であるのが現状です。

つきましては、小学校高学年での教科担任制の導入や、担任を持たない児童指導主任及び特別支援コーディネーターの配置が可能となるよう、教職員等配置事業の拡充等により積極的に教職員の配置増について取り組んでいただくとともに、教職員配当基準の拡大について国に対し強く働きかけるよう要望いたします。

平成27年4月24日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

特別支援教育の充実について

特別支援教育については、各市において指導体制の整備や学校生活における安全面の確保等に最善を尽くしているところではありますが、対応状況については十分とは言えず、多くの課題と対峙しております。

このような中で、県においては、小中学校非常勤講師配置事業として教職員の加配を実施しておりますが、さらなる支援が必要とされている状況です。

また、通級指導教室の需要も年々高まっていることから、通級指導対応加配教員の増員についても必要性が高くなることが見込まれております。

さらに、特別支援学級に在籍する児童生徒の障がいについては、重度・重複化、衝動性、多動性など顕著なケースが増加しているため、現在の特別支援学級における在籍児童生徒8名で1学級という学級編制基準を、特別支援学校の場合と同様に6名で1学級とする等、学級編制基準の見直しが必要と考えられます。

つきましては、障がいのある児童生徒に対する適切な支援を行うため、下記事項への積極的な取り組みについて要望いたします。

記

- 1 小中学校非常勤講師配置事業の配置人員の増員を図ること。
- 2 通級指導対応加配教員の増員並びに特別支援学級における学級編制基準の見直しについて、国に対し強く働きかけること。

平成27年4月24日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

共同調理場に配置される栄養教諭・学校栄養職員の配置基準数の改善について

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」では、共同調理場への栄養教諭・学校栄養職員（以下「栄養教諭等」）の標準配置数を、学校給食実施対象児童・生徒数 1,500 人以下は 1 人、1,501 人以上 6,000 人までは 2 人、6,001 人以上は 3 人としております。

しかしながら本県の基準は、2,000 人以下は 1 人、2,001 人以上は 2 人としており、対象児童・生徒数によっては法律に比べ栄養教諭等の標準配置数が少ない状況にあります。

食育の重要性が叫ばれている中で、栄養教諭等の業務は食に関する指導や栄養管理、家庭や地域との連絡・調整、食物アレルギーや肥満等「食」に関するさまざまな課題をもった児童・生徒への対応等多岐に渡り、内容も増大しております。また、この傾向は今後ますます加速化していくと考えられます。

つきましては、次代を担う児童・生徒に安全で安心な学校給食を提供し、「食」に関する確かな知識を深め、健全な食生活を営むことができる能力を育むため、栄養教諭等の配置基準数を法律と同等になるよう改善することを要望いたします。

平成 27 年 4 月 24 日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

スクールソーシャルワーカーの補助事業化について

国においては、昨年8月、貧しい家庭の子どもの教育や生活を支援するため、「子供の貧困対策大綱」を閣議決定し、スクールソーシャルワーカーを大幅に増員する方針を示しました。

県においては、スクールソーシャルワーカー活用事業として、国の補助を受け県内7教育事務所に各1名、計7人を配置しておりましたが、今年度は更に3名を追加配置されたところであります。

貧困問題など、子どもたちのおかれた環境の改善を図るためには、関係機関等との連携が必須であり、スクールソーシャルワーカーは、地域に密着し、常に動き回れる環境を整える必要があります。

既に独自に配置している一部の市町においては関係機関等との連携がスムーズになり、効果を上げつつあるところですが、

こうしたことから、今後、独自に配置する市町が増えるものと推察されるのですが、そのための財政負担は大きなものがあり、独自配置を躊躇する市町もあるところですが、

つきましては、教育と福祉をつなぐ重要な役割を果たすスクールソーシャルワーカーの活用に向けた事業の充実を図るため、現在のスクールソーシャルワーカー活用事業のほかに、独自に配置する市町へ財政的に補助する間接補助の事業化を要望いたします。

平成27年4月24日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

放課後子ども教室推進事業費補助金の増額について

放課後子ども教室推進事業については、市町、県、国が各 1/3 を負担の事業体系として実施しております。

このうち県の補助金は、1 教室当たり 702,000 円を上限としており、また、県の補助金額は国からの補助金の交付額と同額に減額されることとなっており、24 年度・26 年度については、国の交付額が満額交付に至らなかったため、結果として、県と国の補助金の不足分は市町が負担することとなり、更なる財政負担を強いられたところであります。

放課後子ども教室推進事業については、今後、文部科学省と厚生労働省で取り組む「放課後子ども総合プラン」の中での実施となり、女性の活躍推進と次代を担う人材育成のために欠かせない事業であります。

つきましては、県においては、国に対し補助金の満額交付がなされるよう予算措置することを要請されるよう要望いたします。

平成 27 年 4 月 24 日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

老朽化に伴う体育施設改修等の財源確保について

市有スポーツ施設につきましては、建設整備されてから30年以上経過した施設もあり、老朽化が進んでいる状況であります。

しかしながら、老朽化した施設の更新や維持補修には多額の整備費用を要しますが、補助制度がないため市財政への圧迫を危惧しております。

また、平成34年度に栃木県におきまして、第77回国民体育大会の開催が予定されており、各種競技の開催に当たり、市町の体育施設も活用されることとなりますが、体育施設の多くは老朽化が進行しており、施設を安心、安全に利用するためには、老朽化した施設の更新や維持補修が急務であります。

このようなことから、国民体育大会に合わせた体育施設の更新や維持補修については、県において新たな補助制度の創設など、財政措置を講じていただきたくお願いいたします。

平成27年4月24日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一